

## 伊丹市行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準

(使用収益させる場合の判断基準)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項及び第7項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、以下の各号のいずれにも該当しないことを指し、これらに該当しない場合には当該行政財産を貸付け及び使用させ、並びに収益（以下「使用収益」という。）させることができる。

- (1) 本市の事務、事業の遂行に支障の生じるおそれがあること
- (2) 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
- (3) 行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項
  - ア 公序良俗に反し、社会通念上不相当であること
  - イ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
  - ウ 伊丹市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1項第1号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとすること
  - エ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがあること
- (4) その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること

2 使用収益に当たっては、必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用収益させることとし、将来本市の必要に応じてその使用収益を終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態にしておくことを原則とする。

(使用収益とみなさない場合)

第2条 次の施設は、本市の事務及び事業の遂行のため、本市が当該施設を提供するものであるから、この基準における使用収益とはみなさないことができる。

- (1) 本市が行うべき業務を本市以外の者に委託した場合等において、それらの業務を行うため必要な施設
- (2) 清掃、警備、運送等の役務を本市以外の者に委託等した場合において、それらの役務の提供に必要な施設（ただし、当該役務の提供に必要な施設を委託者において提供することが慣習として一般化している場合に限る。）
- (3) その他市長が特に必要と認める施設

(使用収益させる場合の留意事項)

第3条 建物の所有を目的として土地を使用収益させる場合、又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部又は大部分を使用収益させる場合においては、使用収益の態様により、普通財産として処理することを適当と認める状態に至ることが予想されるので、その取扱いに当たっては、特に慎重を期することとする。

2 行政財産の貸付料又は使用料（以下「使用料等」という。）を無償又は減額して使用収益させる場合においては、無償又は減額使用の根拠となる法令等の趣旨に照らして、無

償又は減額使用の必要性を十分検討することとする。

- 3 行政財産の一部について、使用収益させる場合においては、本市が使用する部分と使用収益をさせる部分の動線を分離する等、施設の性格に応じたセキュリティーにも配慮することとする。

(使用の許可と貸付けとの関係)

第4条 使用収益は原則として法第238条の4第7項による使用の許可（以下「使用許可」という。）によるものとし、法第238条の4第2項による貸付けは使用許可によることが著しく実情に即さないと市長が認めるとき行うことができる。

(使用者の選定)

第5条 使用者の選定は、透明性、公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分調査した上で、公募になじまないと判断される場合を除き、公募によるものとする。

- 2 使用者を公募により選定する際は、公募公告の参加資格として、伊丹市暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員、又は同項第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを要件として明記するものとする。

- 3 公募に参加させる際は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約させ、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出させるものとする。

- 4 行政財産の使用許可に係る公募において、応募者より提案された使用料の額により競争を行い、又は当該使用料の額を選定の基準の一つとする方法により選定を行うことができる。

(使用許可の手續等)

第6条 使用許可を受けようとする者には、行政財産使用許可申請書（様式第1号）により申請を行わせるとともに、使用許可するに当たっては、必要な条件を付すことができる。

- 2 前項の申請を許可した場合、行政財産使用許可書（様式第2号）を使用者に交付するものとする。

(使用許可期間及び使用許可の更新)

第7条 伊丹市公有財産規則（昭和41年第2号。以下「規則」という。）第26条の2第2項ただし書に規定する「著しく実情に即さないと認めるとき」とは次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 電気、ガス及び水道等の公益事業
- (2) 行政財産の利活用において、1年以内の使用許可では使用者の採算上の理由により事業等の実施が困難な場合
- (3) 行政活動に資するものとして、1年以内の使用許可では事業等の実施が困難な場合
- (4) その他市長が特に認める場合

2 使用許可は必要に応じて更新することができる。この場合、第6条の規定にもとづき使用者に申請させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する「公募になじまないと判断される場合」以外の使用許可については原則として更新することはできない。ただし、更新を認めないことにより本市の事務、事業の円滑な遂行に著しい支障を及ぼすこととなる場合は、この限りではない。

(使用許可に係る権利の譲渡)

第8条 規則第29条の規定による権利の譲渡とは、使用者が使用許可に係る権利を第三者に移転することに加え、当該権利により第三者が使用収益する等、実質的に権利の譲渡が行われている状態を含むものとする。

(必要経費)

第9条 使用許可に基づく使用において、使用者が電気、ガス、水道、電話等の設備を使用する場合は、実費相当の額を使用者から徴収しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこれを減額又は免除することができる。

2 前項に規定する実費相当の額が算定し難い場合、合理的な範囲で算定方法に係る別の定めをおくことができる。

(使用料)

第10条 第5条第4項に定める応募者より提案された使用料の額により競争を行う方法により使用者を選定する場合、伊丹市行政財産使用料条例（昭和43年条例第9号）（以下「使用料条例」という。）第2条に規定する「市長が定める」使用料の額は、応募者から提案された使用料の額の内、最も高い額とする。

2 第5条第4項に定める使用料の額を選定の基準の一つとする方法により使用者を選定する場合、使用料条例第2条に規定する「市長が定める」使用料の額は、公募に先立って予め公表した選定基準において最も高い評価の得た応募者が提案した額とする。

(災害等による使用料等の減免)

第11条 使用収益中の財産が、風水害その他使用者及び借受人（以下「使用者等」という。）の責に帰することができない事由（以下「災害等」という。）により被害を受け、財産の利用が不可能と認められる期間が生じた場合には、当該期間を使用料等の算定期間に含めないことができる。

2 被害により一部滅失又はき損した場合には、当該滅失又はき損した割合（以下「損害率」という。）に応じ、原状回復するまでの間、使用料等を減免することができる。

3 前項に定める損害率の算定に当たっては、使用者等からの事情聴取、現地調査を行う等、実情を十分斟酌することとする。

4 第1項及び第2項の措置は、原則として使用者等の申請に基づき行うものとし、第1項の不算入期間又は第2項の損害率の算定に当たっては、使用者等から被害状況が判明する資料等を提出させ、又は必要に応じて実地調査を行う等実情を踏まえ、慎重に処理

するものとする。

(使用料の還付)

第12条 使用料条例第4条に定める市長が特別の理由があると認めるときとして、既納の使用料を還付する場合は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 前条に掲げる災害等により使用中の財産が使用不可能になった場合、一部滅失又はき損した場合

(2) 公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じ、使用者が使用できなくなった場合

(3) その他市長が特別に認める場合

(使用許可の取消し若しくは貸付契約の解除)

第13条 使用収益期間中に当該使用収益の対象となっている財産の一部若しくは全部について、国又は地方公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があったときは、貸付契約の解除又は使用許可の取消しをすることができる。

2 使用許可を取り消し又は更新しないときは、使用許可を取り消し又は許可期間が満了する3月以前に相手方に通知するよう努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合には、この限りでない。

3 貸付契約を解除する場合には、使用許可の取消しの通知に準じて取り扱うとともに、貸付契約においては、借地借家法等に基づく通知が必要となることに留意しなければならない。

(原状回復)

第14条 使用収益させる期間が満了したとき、貸付契約を解除したとき又は使用許可を取消したときは、使用者等に指定した期日までに原状回復の上、当該財産の明け渡しをさせなければならない。ただし、更新をする場合、又は貸付契約条件若しくは使用許可条件で別の定めをした場合においては、この限りでない。

(合議)

第15条 使用許可に係る決裁について、財産管理者は管財担当課長の合議を得るものとする。

(検査)

第16条 使用許可に係る行政財産について1年を超えて使用許可したときは、毎年度、財産管理者は使用状況の確認を書面にて行うものとする。

(個別協議)

第17条 この基準によることが著しく不適當若しくは困難と認められる特別の事情があり、かつ、市長が特に必要があると認める場合、別の定めをすることができる。

(細則)

第18条 この基準は管財担当課長が主管する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年2月1日において現に使用許可を行っている処分又は契約については、なお従前の効力をもつものとする。

(施行期日)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日  
( 年)

伊丹市長  
藤原 保幸 様

申請者 住 所  
名 称  
氏名 (代表者) ㊟

## 行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、使用許可を申請します。

### 記

- 1 使用物件
  - (1) 所在地
  - (2) 行政財産の名称
  - (3) 面積又は数量
- 2 使用理由
- 3 使用期間
- 4 実費負担
- 5 その他

担当部署	
担当者	連絡先 ( )

(様式第2号)

伊〇〇〇第〇〇号  
年 月 日

(使用者)

住所

代表者

様

(許可者)

伊丹市長 藤原保幸

## 行政財産使用許可書

年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、下記のとおり許可  
します。

記

1 許可物件 (場所)

[所在地]

[名称]

[面積] m<sup>2</sup>

2 許可目的

3 許可期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 使用料

5 光熱水費等の負担

6 権利譲渡等の禁止

許可物件に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し又は許可物件を2の許可目的以外に使用しないこと。

ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

#### 7 現状変更の制限

許可物件を改築、改装又は造作しようとするときは、事前に書面でもって市長の承認を得ること。

#### 8 滅失・損傷の責任

許可物件を滅失又は損傷したときは、直ちにその旨を申し出て、すみやかに原状に回復し又はその損害を賠償すること。

#### 9 許可の取消等

ア 許可条件に違反したとき又は本市において許可物件を公用若しくは公共用に供する必要があるときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

イ 許可期間が満了した場合又は許可を取り消した場合において、許可期間中に許可物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償は一切行わない。

#### 10 原状回復

許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは直ちに許可物件を原状に回復し、返還すること。

ただし、上記義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を徴収する。

#### 11 疑義の決定

この許可について疑義を生じたときは、すべて市長の決定によるものとする。

#### 12 その他

許可条件に違反することなく、善良な注意を払い施設を管理すること。

#### 付記

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となる。）として提起することができる。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合がある。